

議案第34号

読谷村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

読谷村個人番号の利用に関する条例（平成27年読谷村条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

13	村長	読谷村軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱（平成29年読谷村要綱第20号）による補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 生活保護関係情報 所得関係情報 税関係情報 障害等関係情報 障害福祉サービス等支給関係情報
----	----	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月11日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實